

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

由布市長 相馬 尊重

市町村名 (市町村コード)	大分県由布市 (442135)	
地域名 (地域内農業集落名)	井手下 (井手下)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月19日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

中山間役員を中心に経営している。農業者は水稻や野菜を自作または小作にて栽培している。地域内で主に栽培している作物は水稻である。現在取組を行っているものは鳥獣被害防止対策、農地の保全・管理等である。地域が抱える課題として、農業者の高齢化、農業にかかる経費の増加、新規の担い手不足、鳥獣被害の増加が挙げられる。これらの課題の原因や理由として主に挙げられるのは農薬・肥料の高騰、高齢化の進行、狩猟者の減少である。

主な作物:水稻

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の中心となる経営体に積極的に集約する。減農薬や化学肥料の削減による環境保元型農業に取り組み、担い手確保のため地域で新規就農希望者との交流を図る。また地域の所得向上に向け、有機農業の導入に取り組みたいと考えている。現在、地域では有害鳥獣の被害対策、農薬・肥料の過剰な散布防止に取り組み、地域の所得向上を目指している。当面は低コスト化を図りながら、現状維持していくが、今後離農者が出た場合は中山間組織を中心に農地の有効利用を考え、耕作放棄地にならぬよう農地保全に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	29.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	29.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・中山間役員を中心となる経営体に位置付ける。 ・農用地の集積、集団化を進めるため、認定農業者及び畜産農家との連携に努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
必要が生じた場合に活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
ほとんどの農地で既に基盤整備を行っている。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
既存農業者との更なる連携を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	
【選択した上記の取組方針】				
①防護柵の設置及び点検を行う。 ⑦引き続き中山間事業を活用し、保全・管理等を行っていく。				